

三次市教育委員会告示第5号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理に関する告示を次のように定める。

令和3年2月22日

三次市教育委員会教育長 松村 智由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理に関する告示

(三次市立中学校部活動生徒派遣事業補助金交付要綱の一部改正)

第1条 三次市立中学校部活動生徒派遣事業補助金交付要綱(平成21年三次市教育委員会)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(三次市学校給食用食材購入費用等補助金交付要綱の一部改正)

第2条 三次市学校給食用食材購入費用等補助金交付要綱(令和2年三次市教育委員会告示第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世

界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

（三次市奥田元宋・小由女美術館等運営支援助成金支給事業実施要綱の一部改正）

第3条 三次市奥田元宋・小由女美術館等運営支援助成金支給事業実施要綱（令和3年三次市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この告示は，令和3年2月22日から施行する。